

国民健康保険のお知らせ

保険料の金額や計算方法
 問 保険課 TEL 06-6992-1545
 保険料の納付の相談
 問 保険収納課 TEL 06-6992-1537、1538

国民健康保険料が決定しました

令和2年度の国民健康保険料納入通知書を6月中旬ごろに被保険者の各世帯に郵送します。
 令和2年度の保険料率および保険料の計算方法は、下記に記載していますが、国民健康保険料は基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等賦課分(後期分)、介護納付金賦課分(介護分)(40歳以上65歳未満の人のみ)に区分されます。医療分と後期分については、世帯の所得金額に応じてかかる「所得割額」、世帯の被保険者数に応じてかかる「均等割額」、1世帯ごとにかかる「平等割額」の合計額が、介護分については、「所得割額」と「均等割額」の合計額が保険料となります。原則として、6月から翌年3月までの10回に分けて納付してください。

なお、災害などに遭われたことや、前年に比べて今年の収入が大きく減少する見込みであることなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は、保険課への申請により保険料が減免される場合があります。令和2年度の国民健康保険料の減免申請については、原則として郵便で受付を行います。保険料の減免を希望する人は、**まずは必ず電話**で保険課まで相談してください。

保険料の計算(例)	設定条件	令和2年度 守口市国民健康保険 保険料率			
		所得割	均等割	平等割	賦課限度額
	①国保加入人数 4人 (うち2人は40歳~64歳)				
	②令和元年中の国保世帯全員の所得金額 250万円				
		医療分 9.05%	32,015円	33,785円	61万円
		後期分 2.69%	9,358円	9,875円	19万円
		介護分 2.66%	19,729円	0円	16万円

ステップ① 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のおおのの年間保険料を計算します。

医療保険分保険料			
令和元年中所得金額	基礎控除	料率	
【所得割】(2,500,000円 - 330,000円) × 9.05/100			= 196,385円……………(ア)
1人当たり 均等割額			
【被保険者均等割】 32,015円 × 4人			= 128,060円……………(イ)
【世帯別平等割】 世帯単位で賦課される保険料額			33,785円……………(ウ)
医療保険分の年間保険料 (ア) 196,385円 + (イ) 128,060円 + (ウ) 33,785円			= 358,230円……………(エ)

後期高齢者支援金分保険料			
令和元年中所得金額	基礎控除	料率	
【所得割】(2,500,000円 - 330,000円) × 2.69/100			= 58,373円……………(オ)
1人当たり 均等割額			
【被保険者均等割】 9,358円 × 4人			= 37,432円……………(カ)
【世帯別平等割】 世帯単位で賦課される保険料額			9,875円……………(キ)
後期高齢者支援金分の年間保険料 (オ) 58,373円 + (カ) 37,432円 + (キ) 9,875円			= 105,680円……………(ク)

介護保険分保険料			
令和元年中所得金額	基礎控除	料率	
【所得割】(2,500,000円 - 330,000円) × 2.66/100			= 57,722円……………(ケ)
1人当たり 均等割額	40歳~74歳の人数		
【被保険者均等割】 19,729円 × 2人			= 39,458円……………(コ)
介護保険分の年間保険料 (ケ) 57,722円 + (コ) 39,458円			= 97,180円……………(サ)

ステップ② 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料を合算し、世帯の年間国民健康保険料を計算します。

年間国民健康保険料			
医療保険分(エ)	後期高齢者支援金分(ク)	介護保険分(サ)	年間国民健康保険料
358,230円	+ 105,680円	+ 97,180円	= 561,090円

ステップ③ 実際に6月から来年3月までの各月の保険料を計算します。

各月の国民健康保険料	
【6月分~3月分】	56,109円

水漏れ修理業務

問 水道局お客さまセンター

水道局では、道路上から水道メーターまでの水漏れ修理業務を民間委託しています。現場作業を行う委託業者は、水道局が発行した身分証明証を携帯していますので、不審な点があれば提示を求めてください。

宅内修理は市指定工事業者へ

宅内の水漏れ修理は、自身で「市指定工事業者」に直接申し込んでください。修理の対応が可能な業者は、市ホームページをご覧ください。

水漏れ緊急時は24時間体制

休日・夜間の緊急時の応急修理は、水道局が24時間体制で受け付けます。

TEL 06-6991-6777

道路上での水漏れ発見時

水道局まで連絡してください。

修理費用の区分

▽配水管の分岐から各家庭の蛇口までの給水装置(メーターは除く)は、お客さま所有の財産で、その維持管理は、お客さまが行います。

▽道路上から水道メーター(共同住宅などは、親メーター)までの水漏れは、水道局が費用負担し修理します。ただし、人為的な破損、止水栓・ボックス取り替え費用は除きます。

▽水道メーターから蛇口までの水漏れは、最寄りの市指定工事業者へ申し込んでください(修理費は個人負担)。



水道の管理区分



児童手当・特例給付現況届は6月中に

問 子育て支援政策課

TEL 06-6992-1647

現況届は、6月分以降の手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一など)を満たしているか確認するためのものです。現在手当を受給中の人は「児童手当・特例給付現況届」を6月末までに提出してください(公務員を除く対象者へ6月上旬に郵送します)。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、郵送による受け付けとします。また、マイナンバーカードと専用のICカードリーダーなどを利用して電子申請が

できるようになりました。詳細は「ぴったリサービス」で検索してください。現況届を提出することによって6月分以降の手当を引き続き受給することができます。

※原則郵送

※中学校修了前までの児童を養育している人で、まだ児童手当を申請していない場合は、早急に「児童手当認定請求書」で申請してください。申請した日の翌月分から支給となります。